

独立第三者の保証報告書

2026年5月21日

トーセイ株式会社
代表取締役社長 山口 誠一郎 殿

株式会社サステナビリティ会計事務所
代表取締役 福島 隆史



1.目的

当社は、トーセイ株式会社（以下、「会社」という）からの委嘱に基づき、2025年11月期のトーセイ株式会社の固定資産およびグループ会社の本社機能に関連する活動のCO₂排出量 Scope1：0.8千t-CO₂、Scope2（マーケット基準）：1.8千t-CO₂に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、CO₂排出量が、会社の定める算定方針に従って算定されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することにある。CO₂排出量は会社の責任のもとに算定されており、当社の責任は独立の立場から結論を表明することにある。

2.保証手続

当社は、国際保証業務基準 ISAE3000 ならびに ISAE3410 に準拠して本保証業務を実施した。当社の実施した保証手続の概要は以下のとおりである。

- ・算定方針について担当者への質問
- ・算定方針の検討
- ・算定方針に従ってCO₂排出量が算定されているか、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施

3.結論

当社が実施した保証手続の結果、CO₂排出量が会社の定める算定方針に従って算定されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

会社と当社との間に特別な利害関係はない。

以上